

JICA 中国事務所ニュース

(2005年10月号)

1. JICA 及び JICA 事業に関する最近のトピック

(1) JICA 専門家2名が国家友誼賞を受賞！

森尚樹 専門家(個別専門家「資金協力連携促進」)及び野宮好堯 専門家(鉄鋼業環境保護能力向上プロジェクト 長期専門家・帰国済み)の2名が2005年度「中国国家友誼賞」^(注)を受賞しました。今年度の同賞の受賞者は21カ国50名で、このうち日本人は6名でした。



野宮好堯 専門家



森尚樹 専門家

授賞式は、9月29日に人民大会堂にて、呉義副総理以下指導部と各部の副局長10数名列席のもと開催され、楯とメダルが授与されました。また、9月30日には人民大会堂にて受賞者全員が温家宝首相ら指導者と接見しました。

森氏は2年半にわたり JICA 専門家として、環境分野の円借款と JICA 技術協力の連携を促進しつつ、より効果の高い日中環境協力を推進してきたことが評価され、今回の授賞に繋がりました。一方野宮氏は、1993年以降、民間企業の駐在員及び JICA 専門家として約10年間にわたり、中国の鉄鋼業における省エネルギー・環境保護の促進に貢献してきたことが評価されたものです。

両氏の受賞は、日本の技術協力が評価されていることの証であり、勇気付けられる出来事でした。また日中関係が必ずしも順調とは言えない中、明るい話題を提供してくれました。

森専門家、野宮専門家、本当におめでとうございます。

(注)

中国国家友誼賞(Friendship Award)とは、中国政府が、社会開発、経済、科学技術、教育、文化等の発展に貢献した外国人専門家に授与する最高の賞であり、1991年に創設された。国務院の推薦を経て、友誼賞評価委員会によって決定され、毎年約50名の外国人専門家に授与される。

(2) 経済法・企業法整備プロジェクト 公司法(会社法)研究会を開催！

9月2日に、全人代法制工作委员会、全人代財政経済委員会、国务院法制办公室、商務部、証券監督管理委員会、中国人民銀行の関係者他約20名の立法関係者が参加して公司法研究会が北京市内で開催されました。

中国の公司法については、近々全人代常務委員会で第3回目の審議が行われる見込みです。本



セミナーは、公司法の立法上の課題に関して、日本の会社法改正の経験をふまえて中国側と意見交換し、助言を行う目的で開催されました。

研究会には、日本から、商法、特に会社法分野の第一人者である東京大学江頭憲治郎教授と本プロジェクトの国内支援委員長(公司法)である一橋大学布井千博教授等が参加しました。中国側からは、全人代法制工作委员会経済法案室 黄建初主任をはじめ、全人代財政経済委員会、国务院法制办公室、中国人民銀行

商務部で開催された研究会での質疑応答の様子
中国証券監督管理委員会、商務部の関係者が参加しました。研究会は、まず上記の日本側出席者が、予め中国側から要望として出されたテーマ(日本の一人会社と法人格否認、授權資本制度、会社最低資本金制度等)について講演を行い、これに対して中国側から質問を行う形で進められ、特に法人格否認の法理と一人会社の責任について活発な質疑応答が行われました。本研究会を通じてタイムリーでかつ有益な意見交換及び情報提供を行うことができたと思われます。このセミナーの様子は、中国商務部のホームページにも掲載されています。<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/ckts/ckzcfg/200509/20050900366626.html>

なお今後は、11月に関連当事者取引と中小株主保護、公司法と三資法の整合性について同様の研究会を開催する予定です。

(3) 技術・規格標準化及び適合性評価プロジェクト第一回セミナーを開催！



10月12日から14日までの3日間、WTO/TBT協定(貿易の技術的障壁に関する協定)に関するセミナーが、国家質量監督檢驗檢疫総局、国家認證認可監督管理委員会、国家標準化委員会及び地方の質量監督檢驗檢疫局(AQSIQ)の関係者約120名の参加を得て北京市内で開催されました。本セミナーは、技術協力プロジェクト「技術・規格標準化及び適合性評価プロジェクト」(協力期間:04年12月—06年12月)の第1回現地セミナーとして開催されたものです。

開会式では、日本大使館経済部西宮伸一公使が来賓挨拶され、本セミナーが日中両国の貿易投資及び友好関係の発展の一助になることを期待する旨を述べられました。またAQSIQ 蒲長城副局長からは、日本の協力に対する謝辞が述べられました(ちなみに、AQSIQ 蒲長城副局長は1992年にJICAの青年招聘事業で訪日した経験があります)。その後、経済産業省、日本規格協会、コン

サルタント会社からの専門家計6名が、TBT協定の重要性、WTO/TBT協定が貿易に与える影響、WTO事務局への通報手続き、及び国際規格との整合性確保に関する日本の経験等をテーマに講演し、参加者との意見交換を行いました。

なお今年11月には、このセミナーでの成果をふまえてAQSIQ他の関係者を対象として訪日研修を実施する予定です。

（4）「農村社会養老保険制度整備調査」事前評価調査を実施！

9月30日に、労働・社会保障部農村社会保険司の趙司長と当事務所藤谷次長が、開発調査「農村社会養老保険制度整備調査」の事前評価調査に関わる協議議事録の署名・交換を行いました。署名・交換に至るまでの現地調査や協議は、JICA本部人間開発部社会保障チームの支援を得つつ、当事務所が主体となって実施しました。

本案件が対象とする「農村社会養老保険」とは、農村住民（注：中国の戸籍制度は都市戸籍と農村戸籍に分れています。農村住民は農村戸籍を有する者で、必ずしも農業を営んでいるとは限りま



四川省の試行地区における現地調査の様子

せん)を対象とする年金保険制度です。本案件は、現在中国政府が真剣に取り組んでいるこの制度の刷新・確立に、制度整備の方向性の検討と実施体制整備の面から支援しようとするものです。

中国では、都市部においては年金制度を含む社会保障制度の整備が順次進められてきました。しかし、農村住民は社会保障制度整備の恩恵から一貫して取り残されてきたため、農村住民の老後の生活は、殆ど国の社会保障制度とは無関係に、ひたすら農地に頼って自ら扶養

するか家族扶養に頼らざるを得ない状態が続いてきました。

ところが、農村部においても高齢化が進む一方で、出稼ぎの影響等により家族扶養の機能が弱まってきたため、年金保険制度を構築し、老後の生活を社会で支えるようにすることが喫緊の課題となりました。このことから中国政府は、1992年に関連政策文書を策定して公布し、一旦はこれに基づいて全国各地で農村社会養老保険制度が立ち上げられました。しかし、制度そのものの不十分さと、制度の実施体制の問題に、アジア金融危機の影響等も重なり、多くの地方において基金が破綻する等の問題が生じ、1998年に実施中の制度を一旦整理することを余儀なくされました。

1998年から関連業務を引き継いだ労働・社会保障部は、制度の再立ち上げの道を模索し、特に2002年の中国共産党全国代表大会以降、地方における制度の試行的実施の指導、支援も含めて、制度の確立に向けた取り組みを強化してきました。本案件は以上の背景のもとに要請され、採択されたものです。

本案件は、JICAにとって初めての年金分野の本格的な協力であり、また「三農問題」(農業、農村、農民)に代表される中国の経済社会の極めて複雑な問題に関わる協力であることから、決して容易ではありません。しかし、中国の経済社会の安定的な発展を脅かしかねない問題に対処する協力であり、都市住民との経済格差に苦しむ農村住民に広く裨益しうる案件であることから、協力の意

義は極めて高いと言えます。

本案件は、事前調査結果について日中双方において所要の承認プロセスを経た後、実施細則(S/W)を締結して開始することになっています。

(5)「中西部リプロティブヘルス・家庭保健サービス能力強化」事前評価調査を実施！

9月12日から約3週間、日本からJICA国際協力専門員1名、コンサルタント2名の参団を得て、技術協力プロジェクト「中西部地域リプロダクティブヘルス・家庭保健サービス提供能力強化プロジェクト」の事前評価調査を実施しました。9月30日の協議議事録署名式には、主なプロジェクトサイトとなる江蘇省太倉市のテレビ局や新聞社も駆けつける等、本プロジェクトへの注目度の高さがうかがえました。



中国においては、1970年代以降、一人っ子政策に代表される家族計画が約30年にわたり推進されていますが、近年中国の家族計画は、従来の低出産水準の維持を主な目的とした内容から、家庭生活の質の向上を目指し、リプロダクティブヘルスや母子保健をはじめとする行政サービスの提供へと方針を転換しつつあります。他方、そのサービス提供に従事するスタッフの育成は未だ取り組みの途上であり、量的にも質的にも十分とは言えないのが現状です。

こうした背景のもと、本プロジェクトは、江蘇省太倉市に建設中の中国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター（以下、CTC）の研修実施能力向上を通じて、特に中西部地域の19省・自治区・直轄市の計画生育部門スタッフ（リプロダクティブヘルス・家庭保健サービスの従事者）の能力向上を図ること等を目的として、中国政府から要請され本年6月に採択されました。

調査の結果、本プロジェクトでは、(1) CTCの研修機能強化、(2) CTCで研修を受けた人材が勤務する地方家庭保健サービスセンターの機能強化、(3) 地方サービスセンターのサービスの向上の3つの課題に取り組むことになりました。



10月28日に開所式が予定されている CTC

本プロジェクトが対象とする「家庭保健サービス」には、エイズ予防知識や高齢化社会への対応、流動人口に対する保健サービス等、中国にとっての喫緊の課題をカバーすることが想定されており、中国側実施機関である国家人口計画生育委員会も高い期待を寄せています。また CTC に対しては、無償資金協力「リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画」により、研修用機材や検査用機材の供与が進められており、技術協力と無償資金協力の連携案件として高い相乗効果が期待されます。

今後は、来年2月のプロジェクト開始を目指し、引き続き中国側と R/D 署名に向けた協議を進めていく予定としています。

(6)「日中友好環境保護センタープロジェクトフェーズ3」終了時評価を実施！

9月11日から29日にかけて、JICA 地球環境部富本部長を団長とする評価調査団により、技術協力プロジェクト「日中友好環境保全センターフェーズ 3」の終了時評価調査が実施されました。今次の評価調査は、本プロジェクトの終了を半年後に控え、これまでの協力の成果を「評価 5 項目」の観点から評価し、今後の協力に資するために教訓を導き出すことを目的として実施されました。評価調査団は調査期間中、国家環境保護総局(SEPA)、国家発展改革委員会のほか、世界銀行、GTZ等のドナーと意見交換するとともに、陳主任をはじめとするセンターのカウンターパートに対してインタビュー等を行いました。調査の結果、循環型経済推進のモデル都市に指定された貴陽市における「循環型経済生態都市開発条例」の策定支援(2004年11月に施行)や、企業環境保護監督員制度立上げのための試行作業への支援等に代表されるように、中国の環境政策、制度の改善に大きく貢献したほか、プロジェクトを通じてセンターの自立発展性が向上したこと等が判明しました。そして、プロジェクト目標「日中友好環境保全センターが中国の環境保全上の重要課題の解決に指導的な役割を發揮し、またその成果を中国国内に展開することにより中国各地方の環境問題改善に寄与する」は概ね達成されていると判断されました。一方、今後取り組むべき課題として、循環型経済の推進やセンターのプラットフォーム機能強化等が指摘されました。

今後の本プロジェクトに関する協力方針(延長、フォローアップの有無等)については、本評価調査の結果を踏まえて検討し、決定することになります。その結果が如何になるにせよ、中国の環境問題は依然として深刻であり、かつ、わが国を含む近隣のアジア地域や国際社会にとっても益々重要となっていることから、これまでのセンターへの協力の成果を十分に活用しつつ、引き続き環境管理分野の協力を積極的に実施すべきだと考えられます。

2. 主な調査団(派遣中・派遣予定) (10月)

- ア. 水利権制度整備調査(開発調査・本格調査)(4/27—10/30)
- イ. 新疆トルファン盆地における持続的地下水資源利用調査(開発調査・本格調査)(5/11—10/11)
- ウ. 青海省環西寧圏総合観光開発計画(開発調査・本格調査)(9/19—12月下旬)
- エ. 雲南省小江流域総合土砂災害対策及び自然環境修復計画(開発調査・本格調査)(5/16—12/30)
- オ. 大連ビジネス人材育成計画(技術協力プロジェクト・事前調査)(10/17—28)
- カ. HIV/AIDS 対策プロジェクト(技術協力プロジェクト・事前調査)(10/19—11/3)

3. 今月の行事

- (1) 10月11日 第二回 JICA-NGO 連絡協議会
- (2) 10月18日 太湖水環境修復モデルプロジェクト 2005 地域セミナー
- (3) 10月20日 プロジェクトリーダー会議

4. 中国の動き

(1) 今月の数字

51549 元

2005年9月発表の「2005年北京市労働力市場指導価格と企業人件費状況」に掲載された弁護士の中位レベルの年収ベースの給料指導価格です。この価格は、北京にある国有、集体、株式制、外商投資の4種類の所有制企業1378社、40万人以上の労働者のデータを調査して集計されたものです。「労働力市場指導価格」というのは、労働と社会保障部門が国家の統一された規範と制度によって、定期的に各業種の年収レベルを調査、分析し、まとめた各職種毎の人件費の標準を意味します。また「中位レベル」というのは収入順位の間接値を意味し、「高位」、「低位」はそれぞれ上位の5%の平均値、下位5%の平均値を意味します。ちなみに、低位だと29381元、高位だと113712元です。

(電子マガジン「中国最新情報」No322を基に記述)

(2) トピックス

来年の月餅は内容重視?

国家品質検査総局と国家標準委員会は9月5日に「月餅の強制性国家標準」(GB19855-2005)を発表し、月餅の過剰包装を制限することになりました。この基準は2006年6月1日から実施される予定とのことです。

例年中国で9月に季節の挨拶として使われる月餅は、この季節の月餅を見たことのない日本人からすると、一体何が入っているのかと戸惑うような巨大でかつ非常に凝ったデザインの箱の中に、しかも非常にゆったり収まっています。実は空き箱は子供のおもちゃとして使えたりするのですが(3R:Reduce, Reuse RecycleのうちReuseの一種?)、やっぱり3Rの基本はReduce。誠に当を得た基準だと思います。

ちなみに、この基準は2004年に改正された「固体廃棄物汚染環境防止法」第18条において、「国务院の標準化行政主管部門は国家経済と技術条件、固体廃棄物汚染環境防止状況並びに製品の技術的な要請に基づくべきで、組織は関連標準を制定し、過剰包装がもたらす環境汚染を防止しなければいけない」と規定されたことに伴う措置で、同法の改正後過剰包装防止のために初めて制定された国家規準とのことです。ちなみに基準の内容は次のとおりです。

- (1) 包装コストはメーカーの出荷価格の25%を超えないこと。
- (2) 1個当たりの包装のすきまはその総容積の35%を超えないこと。
- (3) 1個当たりの包装と箱の内壁までの平均距離は2.5センチメートルを超えないこと。

来年のこの時期に乞うご期待。

(電子マガジン「中国最新情報」No322を基に記述)

以上